

## 阿見町プレミアム付き商品券取扱店舗募集要綱

令和元年7月17日

阿 見 町

阿 見 町 商 工 会

阿見町プレミアム商品券発行委員会

### 1. 事業の目的

消費税・地方消費税の10%の引き上げの低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するためと、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とした「阿見町プレミアム商品券（国発行、商工会発行）」を発行する。

### 2. 発行概要

● 発行者	阿見町プレミアム商品券発行委員会
● 販売期間	令和元年10月1日（火）～
● 利用期間	令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）
● 発行額（額面）	国商品券（2億1千万円） 町商品券（1億1千万円）
● プレミア率	国商品券（25%） 町商品券（10%）
● 券種・金額	1,000円券、500円券の2種類
● 販売単位	《国商品券》 4,000円（500円券×10枚） ※大型店、一般店の区別なく全商品券が使用可能 《町商品券》 10,000円（500円券6枚、1,000円券8枚の14枚セット） ※14枚中、1,000円券6枚は、大型店でも使用可 一般店では、全商品券が使用可
● 購入限度	《国商品券》 20,000円（対象者：8,400人） 《町商品券》 一人あたり 50,000円（町内外を問わず）

### 3. 取扱事業所

- ①阿見町に事業所がある法人及び個人
- ②事業所区分： 大型店（レジ台数4台以上）  
一般店（レジ台数3台以下）

#### 4. 取扱い上の注意

- ① 商品券が利用できないもの
  - ・商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等の換金性の高いもの
  - ・株式・先物・宝くじなどの金融商品及びたばこ類（たばこ事業法により）
  - ・仕入等の事業資金
  - ・その他、登録取扱店が特に指定するもの
  - ・現金との換金、金融機関への預け入れ
  - ・風俗営業に係るもの
- ② 取扱い注意事項
  - ・商品券使用時にはつり銭は出さない
  - ・購入後の返品は不可及び払い戻しはできない
  - ・盗難・紛失、偽造に対しては、発行者は責めを負わない

#### 5. 商品券の換金

換金は、登録事業所が指定日に使用された商品券を阿見町商工会に持参する。

阿見町商工会は指定口座に商品券の額面を振込むものとする。

- ① 換金期間：令和元年 10 月 16 日～令和 2 年 3 月 19 日
- ② 換金日：毎週水曜日、金曜日（祝祭日、年末年始は除く）  
午前 9 時～午後 4 時
- ③ 振込み日：換金日より 5 営業日以内に振込  
（阿見町内指定金融機関（注意 1）以外の振込は 10 営業日以内）  
※振込手数料は阿見町商工会が負担する

#### 6. 登録の取り消し

以下の場合には、登録の取り消しを行う場合がある。

- ① 募集要綱に反した場合
- ② 事業所の営業実態がないと判断した場合
- ③ その他、発行委員会が不適切と判断した場合

※注意 1：阿見町内指定金融機関

常陽銀行阿見支店、筑波銀行阿見支店、水戸信用金庫阿見支店  
茨城県信用組合阿見支店 以上、4 金融機関